

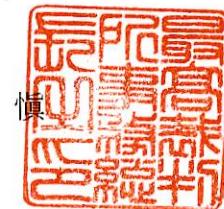
最高裁秘書第548号

令和4年3月25日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



### 司法行政文書の開示についての通知書

令和3年10月19日付け（同月21日受付、第030623号）で申出があり、同年11月11日付け（同月15日受付）で補正がされました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

#### 記

##### 1 提供する司法行政文書の情報等

- (1) 決裁票（最高裁情政第111号）（別添文書を含む。）抜粋（片面で2枚）
- (2) 決裁票（最高裁情政第14号）（別添文書を含む。）抜粋（片面で2枚）
- (3) 決裁票（最高裁情政第691号）（別添文書を含む。）抜粋（片面で2枚）

##### 2 提供しないこととした部分とその理由

1の(2)及び(3)の各情報には、個人識別情報（裁判所職員の印影及び内線番号）及び公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（内線番号）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

##### 3 提供の実施方法

###### 写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）

## 決裁・供覧

件名	事務連絡		文書番号			
			最高裁情政第111号			
同一文書	起案部署	起案日	平成30年2月27日	決裁	受付日	
		最高裁判所	最高裁判所		決裁処理期限日	平成30年2月28日
		事務総局	情報政策課		決裁日	
		情報課	情報処理第一係		施行処理期限日	
		起案者	部屋 公俊		施行日	
		連絡先			施行先	
		大分類	(処理一) 情報化(事務)		施行者	
		中分類	情報化に関する連絡文書(送付)		取扱上の注意	
		名称(小分類)	別紙2参照		格付け	
		秘密区分			機密性格付け	
秘密期間終了日		取扱制限				
取扱区分	指定事由	保存	行政文書保存期間 5年			
		保存	保存期間満了時期 平成35年3月31日			
情報政策課長						
決裁・供覧欄	橋爪参事官 定久参事官 庶務主任					
	(補佐等) 北島 遠藤 宮崎 石栗 佐久間 山本 田村 齊藤					
	(処理一) 井上 番場 坂本 足立 土佐 藤田 山本					
	(処理二) 多田					
最高裁情政第111号ヒ一千号						
備考欄						

(庶ろ-12-A)

平成30年3月6日

横浜家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局情報政策課長 佐 伯 恒 治

次期裁判所事件処理システム（仮称）のパイロット庁につい

て（事務連絡）

次期裁判所事件処理システム（少年事件、簡裁民事事件及び督促事件部分。以下「次期システム」という。）については、4月から開発に着手する予定ですが、開発及び導入展開を円滑に遂行していくためには、パイロット庁を選定し、御協力いただくことが不可欠であるため、現行の少年事件処理システムが導入されている庁の中から、地理的条件、人的態勢、事件数等を総合的に勘案し、貴庁を少年事件部分のパイロット庁として選定させていただきました。

つきましては、今後、次期システムの開発及び導入展開に向けて、パイロット庁としての御協力をお願い申し上げます。

なお、パイロット庁においてお願いしたい作業の概要及び現時点における作業スケジュールは別紙のとおりです。

## 決裁・供覧

件名	事務連絡			文書番号 最高裁情政策第12号
	別添の事務連絡を発出してよろしいか。			
起 案 素 分 類 名 称 取 扱 区 分	起案日	令和2年1月7日		受付日
	部署	最高裁判所 最高裁判所 事務総局情報政策課 情報政 策課 情報システム第二係		決裁処理期限日 決裁日
				令和2年1月9日 令和2年1月8日
	起案者	武藤 祐吉		施行処理期限日
				令和2年1月9日
	連絡先			施行日
	大分類	(シスニ) 情報化(事務)		施行先
				高地家裁総務課文書係
	中分類	情報化に関する連絡文書(送付)		施行者
名称(小分類)		取扱上の注意		
秘密区分				
秘密期間終了日		機密性格付け		
指定事由		取扱制限 5		
		行政文書保存期間 1年		
		保存期間満了時期 令和3年3月31日		
決 裁 ・ 供 覧 欄	情報政策課 吉田参事 村上参事 審査 CIO補佐官 CIO補佐官補助者 (事務官) 栗林 佐藤 齋藤 堀川 山本 矢島 平川 岡部 (シスニ) 藤田 外園 田中 (シス一) 大生 山本 藤垣 佐藤 北田 (企一) 尾山 (シス三) 近藤			
備 考 欄				

(庶ろ-12-A)

令和2年1月10日

高等裁判所事務局次長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局情報政策課参考官 吉田智宏

裁判事務支援システム（簡裁民事・支払督促・高裁刑事・簡  
裁刑事事件部分）の高等裁判所及び簡易裁判所への導入展開  
計画について（事務連絡）

標記のシステム（以下「NAVIUS」という。）の高等裁判所及び簡易裁判所  
への導入展開計画については、別紙第1のとおりとすることとしましたのでお知ら  
せします。

また、NAVIUSの導入準備作業の概要については、別紙第2のとおりで  
すので、併せてお知らせします。

については、所属の職員（裁判官を含む。）に対して、別添の職員回覧を利用して  
回覧等により周知してください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

決裁・供覧

件名	裁判事務支援システム（簡裁民事・支払督促・高裁刑事・簡裁刑事事件部分）の高等裁判所及び簡易裁判所への導入展開の延期について			文書番号 最高裁情政第691号		
伺い文	別添の事務連絡を発出してよろしいか。					
起案	起案日	令和3年10月6日		受付日		
	部署	最高裁判所 最高裁判所 事務総局情報政策課 情報政策課 情報システム第二係		決裁処理期限日	令和3年10月7日	
		起案者	田中 真一		決裁日	令和3年10月6日
	連絡先			施行処理期限日	令和3年10月8日	
		大分類	(シスニ) 情報化 (事務)		施行日	令和3年10月6日
	分類名	中分類	情報化に関する連絡文書 (送付)		施行先	高裁総務課 文書係 地裁総務課 文書係
		名称(小分類)			施行者	
	取扱区分	秘密区分			取扱上の注意	
		秘密期間終了日			機密性格付け	2
		指定事由			取扱制限	
				保存	行政文書保存期間 その他 ) 未定 保存期間満了時期 未定	
決裁・供覧欄	情報政策課					
	内田参事	早川参事	審査官			
	(事務官)	栗林	木下	田部	堀川	
	(シスニ)	藤井	外園	青木	飯塚	
	(シス一)	山本			石倉	
					石川	
					佐藤	
					平川	
					中島	
備考欄						

(庶ろ-12-A)

令和3年10月6日

高等裁判所事務局次長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局情報政策課参事官 内 田 曜

裁判事務支援システム（簡裁民事・支払督促・高裁刑事・簡裁刑事事件部分）の高等裁判所及び簡易裁判所への導入展開の延期について（事務連絡）

標記のシステム（以下「NAVIUS」という。）の高等裁判所及び簡易裁判所への導入展開計画について、2月25日付け当職事務連絡「裁判事務支援システム（簡裁民事・支払督促・高裁刑事・簡裁刑事事件部分）の高等裁判所及び簡易裁判所への導入展開計画について」によりお知らせしたところですが、現在、NAVIUSに不具合が発生しているため、第12次導入（仙台高等裁判所管内）を延期します。

新たな導入日については、決まり次第、改めてお知らせします。

については、所属の職員（裁判官を含む。）に対して、別添の職員回覧を利用して回覧等により周知してください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。